福祉タクシー、はり・きゅう等施術費の助成申請の受付を始めます

令和8年4月以降、「福祉タクシー」「はり・きゅう等施術費」の助成制度を利用する場合は手続きが必要です。

4月以降も引き続き利用を希望する人、また、これから利用をしようとする人は、利用申請書を提出してください。（現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降利用できなくなります）

福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康の増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部（基本料金）を助成する制度です。

利用対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの人および満80歳以上の人

交付枚数

・人工透析患者……年間48枚
・身体障害者等……年間24枚
・満80歳以上……年間24枚

内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

有効期限

4月1日～令和9年3月31日

申請手続き

○場所

各総合支所・出張所、福祉課（たちばなケアプラザ内）

○お持ちいただくもの

・身体障害者手帳
・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳

はり・きゅう等施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

利用対象者

満65歳以上の人

交付枚数

最大で年間48枚（1カ月4枚）

内容

町の指定する施術所で、はり・きゅう等の施術を受けた場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

有効期限

4月1日～令和9年3月31日

申請手続き

○場所

各総合支所・出張所、福祉課（たちばなケアプラザ内）

※4月からご利用になりたい人は、3月12日㈭までに申請してください。

問い合わせ

福祉課 民生福祉班
☎0820（77）5505

「物価高騰対応重点支援生活応援給付金」のご案内を世帯主の人へお送りします

国の「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）の趣旨を踏まえ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う物価高騰対応重点支援生活応援給付金事業が実施されることになりました。

対象者

・給付対象者は、基準日（令和8年1月27日）において、周防大島町の住民基本台帳に記録されている人
・受給権者は、周防大島町の住民基本台帳に記録されている人の属する世帯の世帯主

給付額

6千円
（給付対象者1人につき）

申請方法

(1)郵便申請方式

世帯主宛てに郵送された申請書に必要事項を記載し、確認書類を貼り付けて返送してください。

(2)電子（LINE）申請方式

世帯主宛てに郵送された申請書に同封している記載例にある二次元コードを読み取って、LINEにより申請してください。

(3)窓口申請方式

世帯主宛てに郵送された申請書に必要事項を記載し、確認書類を貼り付けて、各総合支所・出張所の窓口に提出してください。

給付方法

原則として、世帯主（申請者）本人名義の銀行口座への振り込みにより行います。

※詳しくは、郵送書類をご確認ください。

※物価高騰支援第2弾として、町民一人あたり10000円分（500円×20枚）の商品券の配布を予定しています。詳細が決まりましたらお知らせします。

（担当課 商工観光課）

問い合わせ

政策企画課 地域振興班
☎0820（74）1007